

Chapter

6

労働と人権

人権問題の最前線

—どこから読んでもかまいません—

トランポリンは破れている： バイトや就職の前に読んでほしいこと

五石 敬路(大阪市立大学創造都市研究科准教授)

ブラックバイトに 気をつけよう

皆さん、職業は正規職と非正規職に分かれることをご存じでしょうか。学生であればバイト、主婦であればパート、そのほか派遣や契約社員、自営業や自営業の手伝いも、非正規職に含まれます。正規職は給与水準が良く、雇用は安定し、職場の意思決定をする会議に多かれ少なかれ加わることができ、社会保険や福利厚生も充実しています。定年退職まで務めることができるのは正規職です。非正規の良いところは、働く時間が柔軟なことです。子育て介護、あるいは自分の好きなことをしたい時、非正規職は短時間のみ働いたり、1週間のうち2〜3日のみ働いたり、正社員のように長時間を拘束されない働き方です。

しかし、非正規職は正社員と比べ不利なことがたくさんあります。学生の皆さんのなかにはバイトをしている人も多く見られますが、近年、「ブラックバイト」という言葉が流行ったように、バイト先で大変な目にあっても泣き寝入りをしている若い人も多くいます。皆さんに知って頂きたいのは、法律は皆さんを守っているということですが、ところが、制度を知らずに本来従わなくても良い命令に従ったり、あるいは知っていても職場の上司が怖いので言われた通りにしたりといったケースが後をたちません。

たとえば、コンビニ等のバイト先でノルマが達成できればなければ買い取るよう言われたり、レジの計算が合わなければ給与から天引きされたり、大学の試験があるからバイトを休みたいのに休ませてもらえなかったり、就活で辞めたいのに辞めさせてもらえなかったり、繁忙期には休み時間もろくろくとらず長時間働かなければならなかったり(その上割増賃金もでなかつたり)。これらは全て違法行為であり、従う必要は全くありません。

の基本的な労働法規で何が定められているかを学んで頂きたいと思います。とは言っても、いきなり労働法の専門書を読むのは大変ですので、社会保険労務士試験の参考書を買って読んでみることをお勧めします。大きな本屋に行けば、必ず資格取得用の専門コーナーに置いてあります。これらの参考書はどれも勉強しやすいように要点を整理したものですので、初めて学ぶ人にとってはうってつけです。興味があれば、そのまま毎年1回ある試験を受験してみるのも良いかもしれません。

また、本学杉本キャンパスの学生サポートセンター1Fには「学生なんでも相談室」が設置されていますので、大学の外で以上のような困ったことが起きた場合でも、一人で悩まずに必ず相談するようにして下さい。大学は皆さんを守ります。

**非正規の賃金は低く
社会保険は不利**

ただ、バイトや派遣等の非正規職が不利なのは、こうした違法行為のためのみでなく、制度上そのようなことになっていることも多いです。代表的な例は賃金です。バイトやパートは短時間労働ばかりでなく、正社員と同じ時間働き、場合によっては同じ仕事をしているのに関わらず、正社員よりも給与が低いということもしばしばあります。原則としては、同じ仕事であれば同じ賃金が支払われるべきであり、これを「同一労働同一賃金」と呼びますが、実態としてはこの原則が守られているわけではありません。

また、非正規職の社会保険は正社員のそれに比べ非常に不利にできています。通常、正社員は年金として厚生年金に加入し、医療保険としては大企業の場合は組合の健康保険に加入します。これらの保険料は会社と折半になります。一方、非正規職はこれらの保険に加入することができないケースが多く、年金としては国民年金、医療保険としては国民健康保険に加入します。これらの保険料は自分のみが支払います。正社員の保険料

は会社と折半し、非正規職は自分のみが支払うのですから、当然、保険料は正社員の方が安く、その差は家族が増えるほど大きくなります。特に国民健康保険は市町村が運営しているため、財政状況の厳しい市町村ほど保険料が高額です。関西では全国的に見ても国民健康保険料が高い自治体が多くありますので、皆さんもぜひ調べてみましょう。さらに、年金の場合、会社も保険料を支払ってくれていまして、高齢者になった場合に受け取る年金額も大きな差が生じます。日本の社会保険は国民すべてに平等にできているわけではないという点にぜひ皆さん注意して下さい。これを知らずに社会人になると、将来、大きな損をするかも知れません。なぜ、このようなことになっているのか知りたい皆さん、社会保障や福祉の授業をとって勉強しましょう。

「トランポリン」というより「すべり台」

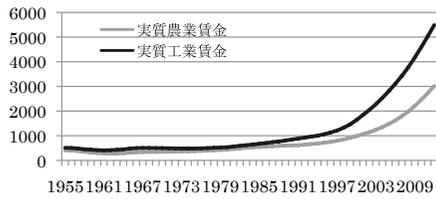
非正規職が不利なのは、賃金

や社会保険だけではありません。正規職のように職場の意思決定に加わることができませんし、通勤手当や家族手当等の手当が支給されない場合も多いです。これらの手当の有無は意外と大きいので、社会人になって求職が必要な場合には気をつけましょう。また、住宅手当もありません。首都圏の家賃は大変高いですので、住宅手当がないと家計の負担は大変大きくなります。派遣の場合、社員寮等に住めば、家賃が少なく会社や工場にも近いので便利なのですが、一旦経済が不況に転じれば、派遣止めとなり職を失うと同時に、社員寮からも追い出され、たちまちのうちにホームレス状態になってしまう可能性もあります。2008～09年のリーマンショックの際には、そのようなケースが日本国中に溢れました。

かつて日本政府は、失業や貧困に陥った場合でも、制度がその人の生活を支え、さらに飛躍するチャンスを提供するという意味で、「トランポリン型社会」の構築を目指すとうたいました。実際、努力がなされなかつ

たわけでは決してありません。しかし、日本のトランポリンはまだ穴が開いた状態と言わざるを得ません。財政状況が厳しい中、どのような政策が有効なのか、ぜひ大学で学び、考えて欲しいと思います。日本の若者が直面する厳しい現状を知るために、藤田孝典『貧困世代・社会の監獄に閉じ込められた若者たち』（講談社現代新書、2016年）、湯浅誠『反貧困——「すべり台社会」からの脱出』（岩波新書、2008年）の2冊をお薦めします。

図2 実質農業賃金と工業賃金(7か年移動平均値)(1952年価格、元)

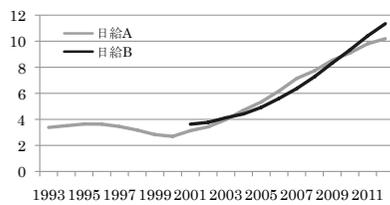


(出所)南・牧野編『アジア長期経済統計3 中国』。中国国家統計局データベース
(注)名目賃金を都市部の消費者物価指数でデフレートして実質賃金を推計。

都市部の農業部門の実質賃金は、1980年代以降緩やかに上昇しているが、2000年代以降、特に急速に上昇している。農業部門と工業部門の賃金格差は1980年代以降、継続して拡大しており、2006年に最高比率(1.92)となったが、その後、賃金格差は縮小傾向を示している(図3)。

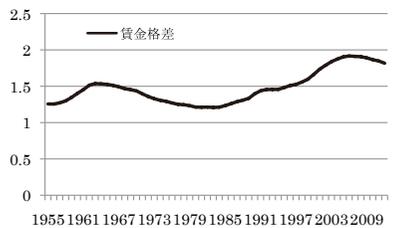
図2と図3は都市部の農業を対象とした推計結果を示している。農村部の農業の計測を得るために、本論では、国家発展和改革委員会価格司編に掲載されているデータを使用し、稲作・小麦・トウモロコシに限定した農村部の農業労働者の日給を計測する。農産物の売上高から生産にかかるとる諸費用を控除した日給Bの値は図4で示される。

図4 中国の稲作・小麦・トウモロコシの労働者の実質日給AとBの推移(1993-2012)(7か年移動平均値)(1952年価格、元)



(出所)国家発展和改革委員会価格司編(注)それぞれの日給を農村部の消費者物価指数でデフレートして実質化した。

図3 中国都市部の農業と工業の賃金格差(工業賃金/農業賃金)1955-2012



(注)図2の推計結果を使用した計測比率。

とり同のて約日約部
一方、共じ賃11の約
が、大い金%の%
認、共は%、年
され急さ2000
よ、速の00
上、成00
昇、率00
し、と00
て、以
ほ、降
お、給
こ、A

の農業は2000年以降、中国農業で急激に上昇している。農村部における農業労働者の賃金は、1990年代前半に「ルイスの転換点」を越え、農村部の賃金問題が改善すると考えられる。Minami (1973)は、日本は1960年代前半に「ルイスの転換点」を越えたとしており、中国でも類似したメカニズムが特に2000年代の中国経済

賃金も1960年代前半から後半にかけて大きく上昇したことが確認されている。Minami (1973)が掲載している年雇及び短期雇の農業労働者の実質賃金から計測した年平均成長率は1961-69年の期間に双方ともに約7%上昇している。しかし、日本の値は、中国の2000年代における農業労働者の実質賃金の成長率を下回っている。さらに日本においては高度成長期の前期に工業の生産労働者と農業の年季雇の労働者の賃金格差が縮小しているが、同様の現象が2000年代後半以降の中国で生じている(図3)。

2012年の中国の農業と工業の賃金格差は約1.8と依然として大きい。1970年前後の日本の賃金格差は3を上回る高い水準となっている。農業と工業の賃金格差は中国固有の現象ではないと言える。

まとめ

2000年以降、中国農業では労働力の実質賃金が急速に上昇しており、農業・農村における貧困問題の解消へと大きく前進したと考えられる。

開発途上国の農業は「ルイスの転換点」を越えることで実質賃金が持続的に上昇し、農村部の賃金問題は改善すると考えられる。Minami (1973)は、日本は1960年代前半に「ルイスの転換点」を越えたとしており、中国でも類似したメカニズムが特に2000年代の中国経済

経済は①一人当たりGDP、②修正された農業就業比率、③農業の実質賃金、④農業と工業の賃金格差、等の動向から、日本の経済発展における1970年前後の状況と比べ、転換点越え直後、中国経済が「ルイスの転換点」越えを果したか否かはより厳密な方法での改めた検証が必要となり、今後の課題である。

参考文献

- 1 国家発展和改革委員会価格司編『全国農産品コスト収益資料匯編』各年版
- 2 南亮進・牧野文夫編(2014)『アジア長期経済統計3 中国』東洋経済
- 3 Minami, R. (1973) *The turning point in economic development: Japan's experience*, Tokyo: Kinokuniya Bookstore Co.

- 1 中国国家統計局のデータベースに公表されている一次産業の就業人数。
- 2 中国国家統計局のデータベースに公表されている出稼ぎ労働者数は、今ところ2013年以降、四半期データとして公開されている。
- 3 国家発展和改革委員会価格司編は1日を8時間とみなしていることから、日給を時給に変換することも可能である。
- 4 短期と長期の農業雇を含んだ概念となっている。
- 5 Minami (1973)の163頁にあるFigure 8-2と8-3を参照のこと。
- 6 「ルイスの転換点」については、Minami (1973)を参照のこと。

プレカリアートを考える

櫻田 和也(大阪市立大学都市研究プラザ特任講師)

プレカリアートという言葉が知られるようになって、もう10年以上になりました。

プレカリティとは寄る辺のない不安な不安定さのこと、プロレタリアートとは労働者階級のこと。したがってプレカリアートとは、不安定労働者階級のこと。この造語が生まれたのは21世紀になった2001年、ミラノでのことでした。

「メーデー!メーデー!われわれはプレカリアートである。オンデマンドで雇用され、電話一本で呼び出され、意のままに搾取されて気まぐれに解雇される。われわれは熟練した就労の手工師に、フレックスな曲芸師になつた」：でもご注意、かれらはバラバラにされたみんなの知恵と経験を「共有(シェア)」する方法をもってフレックスな闘争を展開する。

これが2001年5月1日のミラノメーデーでした。そこにはイタリアのみならず周辺の国々からも多種多様な人々が集います。自主管理の社会セクター、クイアやフェミニスト、自転車集団、学生運動、移民やホームレスの支援組織、環境活動家、そして色々な労働組合：組合時間は午後3時。伝統的な組合のメーデー集会がおわった

夕方からティチネーゼ門を出発してドゥオーモの方へ、サウンドシステムを積んだ車をひきつれて繁華街をねり歩く。このコースは、たとえば南堀江からアメリカ村をぬけて心斎橋へ向かうような感じでしょうか。

このとき5千人の参加したあたらしいメーデーは毎年のようにヨーロッパ各地に飛び火して、2004年にはミラノやバルセロナでは10万人を動員するユーロメーデーに拡大します。これは臨時雇用やパートタイム、フリーランスや契約社員、研究者や臨時教員などの、あらゆるサービス業および知的労働者を大規模に組織化したはじめの試みでした。

こうした人々が個別のちがいをこえて共有しているのが「失業」の不安です。労働力調査の「調査期間である月末一週間に一時間たりとも就業しなかつた就労可能かつ求職活動中のひと」というふうに限りになく切りつめられた「完全失業率」では汲み尽くせない存在がそこにはある。むしろ食いつなぐためには割にあわない仕事でもしないと生きてゆけない「はたらく失業者」こそ、プレカリアートに他なりません。かつてプロレタリアは無産階

級とも訳されました。プロレとはラテン語で子ども(のこ)のこと、したがってそれは子ども以外に何ひとつ失うものをもたない階級のこと。ならばプレカリアートとは、生産手段(土地・工場・資本)を所有しないのはもちろんのこと、まして子どもさえもてないのが現実ではないでしょうか。いわゆる「少子化」も若者の考え方だけの問題にするのではなく、その根底に経済的・物質的な条件を欠いてしまう構造をみなければなりません。

わたしたちは2007年、社会問題化した「ネットカフェ生活者」の調査を釜ヶ崎支援機構と共同で行いました。それは21世紀にはいつてあらためて注目された「新しい貧困」の実態を知るための調査でした。その頃には釜ヶ崎支援機構の窓口にも、従来対応してきた日雇労働者の人々とはちがう若い世代から緊急的な相談が増えていたので

そこでわたしたちは「ネットカフェ」などで寝泊まりしている(いた)人々を対象に、夜を徹して大阪府下のネットカフェ等の店舗付近を訪ね、そこを日常的に利用している人たちに調査協力を求めることにしました。その結果は調査員が「生活誌」に

まとめ「若年不安定就労・不安定住居者聞き取り調査」報告書として公表されています。協力者のおおくはマスコミで当時さかんに報道されたいわゆる「ネットカフェ難民」にあたる人々でしたが、その実態は必ずしも報道されたような話ばかりではありませんでした。

ひとつには、学歴・性差・人種などの属性にかこつけた差別がいまも厳然として「ある」ことが確認されました。様々な事情によつて学校から、ないし学校経由の就職から排除されて、あるいは就職先で職場でのいじめなどを経験して、また様々な職を転々として幾度も採用を断られる経験をへて、最終的に不安定な雇用形態で住み込みの仕事に就く、そしてまた派遣で様々な労働現場を転々と移動させられることになるといったケースが沢山みられたのです。

妊娠した女性が家族に結婚を反対されると同時につきあっている男性から「自立しろ」と言われ、格安だが決してきれいなとはいえないネットカフェに泊まるよう指示されたといった話や、行く先々で「在日」と差別されたあげく日雇の肉体労働を探しにいった釜ヶ崎からも排除された方の話、また過去の職歴によつて求職

活動に挫折し続ける方の語ってくれた話などは忘れることができません。

仕事の内容をみれば、そこにはコンクリート成型の重労働から粗大ゴミや電化製品の回収、電話帳の配布請負やチケット販売から「歩合制」の営業・販売にいたるまで、ありとあらゆる経験があるでしょう。条件についてみると、交通費さえ出ない仕事なのに毎日遠方の現場へ行くための電車賃が高くつき日当の大部分が交通費と食費で無くなるとか、自腹の交通費で現場へ着いたら仕事がキャンセルになったと言われその場で失業したとか、笑いごとではない理不尽な話がきかれました。

経費の考え方も問題です。仕事には手袋や作業着が必要と言われて6千円で購入したのにその仕事で1日だけしかもらえなかった、宿泊にあたる「寮費」の他に「経費」類を清算すると振り込まれるはずだった収入がゼロになる、派遣元から「アルバイトに労災はない」と言われケガすると同時に失業したという方もおられました。失業と同時に寮や社宅を出なければならぬ、失業期間が長引いたため家賃を支払えなくなつて引き払う、あるいは賃貸契約ではないという「ウィークリーマンション」で家賃が払えなかつた翌日

すぐに外から鍵をかけられて大事な持ち物も同時に失う：色々なきつかけから、結果的に重大な住居喪失へいたるようになります。

住むところを失った人々が夜を過ごすために利用するのはネットカフェだけに限りません。ビジネスホテルやカプセルホテル、簡易宿泊所やサウナ、ファーストフード店、あるいは一時的に友人に頼るなどして野宿にいたる方もいました。みんな毎日の仕事や手持ちの現金と相談しながら日々工夫して、果ては夜ねむれず昼間図書館で仮眠をとったり早朝ビルの隙間で階段にもたれかかって夜を明かし、あるいはこわくて公園のベンチに座つたまま眠れない夜を過ごしたりします。

100円のコーヒー1杯で24時間営業のお店で夜を明かして100円のパンだけを食べる、野宿を避けるためコンビニの立ち読みで夜を明かして翌朝仕事があればそのまま働く、公園のベンチで野宿しながら2年間働いたのにあるとき野宿者は雇えないといわれて失業する：ひとは、こうした生活をつづけるうちに健康を悪くするものです。糖尿病のまま病院へも行けないうで働きつづけたら、職場でケガをしても労災適用が受けられない方もいれば、歯を悪くしたり

椎間板ヘルニアと思われる腰痛などは沢山おられました。ですから調査することは、そのまま救援活動の様相を呈することになります。とくに緊急を要するケースについては、迅速に支援機構の福祉相談部門が対応に当たるようにしていました。

こうしてひと目みただけでは区別できない不可視のホームレス生活をいとなむ人々のすがたは、決して「なまけている」のではなくて困窮した生活から抜け出すためにならむしろ「どんな仕事でも」しようとして、結果的に、働くことによつて生計を破綻させてしまうというカフカのな不条理という現実を逆さまから照射する。このことこそが調査によつて見出された事実なのでした。

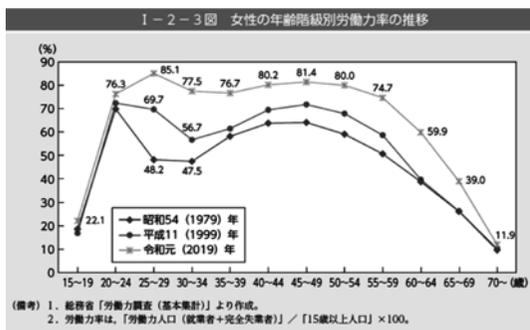
わたしたち一人ひとりが密かに耐えしのぶこの憤りを、ミラノの人々のように共有し、みんなのこととして集合的に表現することは出来るでしょうか？ それはたとえば、高等教育がなぜ無償ではないのか、奨学金はなぜ借金になつたのか、夜間教室はなぜなくなるのか、就職活動はなぜ精神論になるのか、そのような疑問をだいに忘れないでどんなことも他人事ではなく共に調査研究すること、そこにのみ可能性はひらけるのではないのでしょうか。

女性と労働のいま…

古久保 さくら(大阪市立大学人権問題研究センター所長)

1985年の女性差別撤廃条約批准から35年、男女共同参画社会基本法の制定からも20年以上が経過している。2016年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下、「女性活躍推進法」と略す)が施行され、女性達の労働世界での活躍を押し進めるため、各事業体においてポジティブアクション(積極的格差是正策)を行うことが義務づけられてもいる。

ちなみに、「ポジティブアクション」とは「社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置」(内閣府)のことである。いわば「特別扱い」ではあるが、女性差別撤廃条約においては「締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。」(第4条)として、「差別的取り扱いではない」とされてきた。日本ではなかなか導入がなされなかったが、「女性活躍推進法」において初めて事業者の責務として時期



出典：内閣府「男女共同参画白書令和二年版」

と達成目標を定めた形(ゴール・アンド・タイムテーブル方式)でのポジティブアクションが実現したのである。

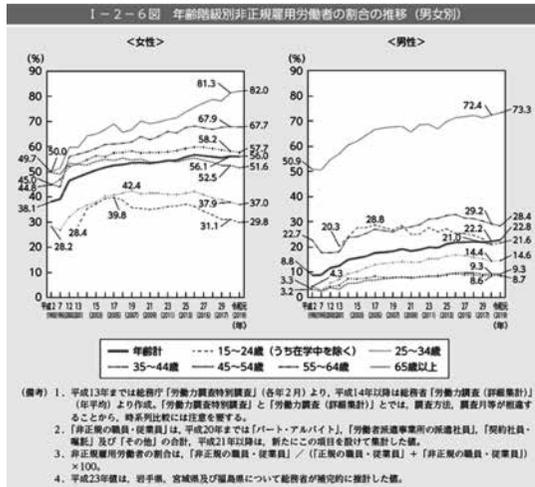
このような施策が進むなかで女性の労働力率は上昇し続けており、年齢階級別労働力率におけるM字の底も徐々に底上げされている。(左図参照)労働力率だけを見れば、OECD諸国と比較しても平均以上なのである。

とはいえ、2019年12月に発表された世界経済フォーラムのジェンダー・ギャップレポートでは、日本は過去最低、先進

国最低の121位となっており、労働状況(労働力率、同じ仕事の賃金の同等性、所得の推計値、管理職に占める比率、専門職に占める比率)によって指標が作られている)が反映される。経済分野での順位は115位。日本において女性たちが労働現場で活躍できているとはとても言えない状態にある。

とくに非正規雇用率を見てみれば、2019年現在、男性の非正規雇用率は22.8%、女性の非正規雇用率は56.0%となつている。左図を見てもらえばよくわかるが、非正規雇用率は全体的にはこの30年間上昇傾向にあるが、年齢階級によっても異なる動きをしている。女性の若年層では、近年非正規雇用率はやや減少傾向にあることも事実ではあるが、最も非正規比率が低い15-24歳層(学生は除く)でも、約3割が非正規雇用に従事しているのである。

実は、多くの女性たちが非正規職に従事する背景には、初職においては正規職に就いた女性であつてすら、出産を契機に職場からいったんリタイアせざるを得ないという問題がある。第1子(2010-14年生まれ)出産後の女性



出典：内閣府「男女共同参画白書令和二年版」

日本のシングルマザーの就業率は2016年の調査で82.1%となっており、諸外国と比較しても高い水準となっている。しかしながらそのうち、正規雇用で働く人は全体でも44.3%にすぎず、特に中卒の

(妻)の就業変化についてみれば、正規雇用の女性の第1子出産後の「地位継続」の割合は、育児あり、育児なしを合わせて62.2%である一方、非正規雇用においては「地位継続」は割合は22.5%となっている。就業継続しやすとも言える正規雇用であったも、約3割の女性は第1子出産を機に離職しているのが現状なのである。「働く女性の現状と課題」https://www.sangin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/h31pdf/201918102.pdf?fbclid=IwAR27EHDigFu2bQ978PF

この背景には、育児・ケア負担の女性への偏りを背景として、仕事と育児・ケア役割との両立が困難である現実があると考えられる。そして、いったん労働市場を離脱した女性が再就職するとき、正規雇用に戻ることは難しい状況にある。ところで、仕事と育児・ケア役割の両立が最大の課題になりざるを得ないのは、シングルマザーも同様である。むしろ、家庭における経済的責任と育児・ケア責任を一手に引き受けざるを得ないシングルマザーにおいてこそ、この仕事と育児の両立の困難・矛盾という問題は深刻にならざるを得ない。

『ラッセイシュー日本版』20年8月15日号「女性活躍小国」日本で起こっていること」のなかで、ジャーナリストの竹信三恵子氏は以下のように語っている。

「特に対人サービス業は非正規の女性が多く、もともと不安定なところに業界が痛手を受け、短期雇用の契約を結んでいた彼女たちが真っ先に切られたというわけです」。

1970年代に竹中恵美子氏

は、正規雇用率は21.2%、非正規雇用率は約3/4となっているのである。日本においては、非正規雇用と正規雇用の時間当たり給与水準は大きく異なっていることもあり、非正規雇用のシングルマザーの年間所得は133万円という水準なのである。(平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186147.html>

2020年、全世界的にコロナ禍が広がった今年、多くの人が収入減少に直面することになったが、非正規雇用にあつた女性たちもまた雇用をなくすことになりがちであった。別の言い方をすれば、コロナ禍によって女性の労働をめぐる矛盾が非常によく可視化されたとも言える。

「大阪市立大学名誉教授」が、「女性の(パート)労働が景気の安全弁になっている」と指摘した同じ状況が、今回のコロナ禍においても明確になっている。

今回のコロナ禍においては、感染防止のために学校や保育園の休校・休園という施策がすみやかにとられた。これによって子どもたちが自宅にとどまらざるを得ないことになり、そのことが他に育児・ケア役割を担う者がいないシングルマザー家庭においては、母親の就業のいっそう困難をもたらしたのである。

育児・ケア役割と労働の両立の困難を抱えた女性たちが、真っ先に職を失う結果となり、シングルマザーを支援する団体からの報告では、非正規サービス業の職を失った結果、「今日食べる食べ物がない」というSOSが支援団体に届き、急遽救済食糧を送ることも多々あったという。(「コロナ禍、苦しむ母子家庭 NPO「手厚い支援を」朝日新聞2020年9月24日)

現在なお、育児・ケア役割を担っている人びとが働きやすい・働き続けられる、安定した労働環境をいかにつくっていくか(あるいは、それが損なわれたときにどのような社会政策を準備すべきか)が問われ続けていることは明らかである。

生活保護バッシングを越えて

桜井 啓太(立命館大学産業社会学部准教授)

「パンがなければお菓子を食べればいいじゃない？」というのはかの有名なマリイ・アントワネット(本当に本人が言ったのかは別にして)の言葉だが、食糧難に苦しむ民衆の窮状を進言した臣下に対して無邪気に言い放ったというこの逸話の衝撃は、「貧困」という存在をまったくイメージできない特別な階級が存在するということだ。格差が激しすぎる社会では、上の階級の間は最下層の人々の労苦や困難が理解も想像もできない。無知から生じたその一言は、結果的には貧しさに追いやられた人々に対し傷口に塩を塗るような行為となる。

現代のマリイ・アントワネットの役割は一部の政治家やマスコミ、ネット上に中傷的な発言を書き込んでいる人々らが担っていて、無知というよりも悪意を持って貧困な人々を攻撃している。少し前になるが、芸能人の生活保護不正受給報道(厳密

には不正受給とはいえないし、法律違反でもないのだが)に端を発し、生活保護バッシングの嵐が吹きあれたことがあった。ちなみにこのバッシングの数年前には生活保護が打ち切られた男性の餓死事件があり、この時期には福祉事務所への非難が殺到した。この種の生活保護への厳しい眼差しは実は周期的なもので、生活保護利用者へのバッシングが過激化する時期と保護行政・福祉事務所への批判が殺到する時期がたいてい数ヶ月、数年周期で交代する。たとえば前者は不正受給が取り上げられ、後者は水際作戦が扱われる。

不正受給を題材にした生活保護バッシングは、いくつもの種類にパターン化しており、暴力団、外国人、シンゲルマザー、ホームレスの人々が主な登場人物である。共通する特徴は社会の周縁に位置づけられた存在であるということであり、お笑い芸人を取り上げた今回のバッシ

ングは従来のモデルからは少し逸脱していたが、成功者としての「彼」に対する「嫉妬」と、お笑い芸人というキャラクターへの「度を越えた」イジリが今回のバッシングを過熱させたのだらう。もつとも今時のバラエティ番組と一緒に「イジリ」というよりも「イジメ」と呼んだほうが適切な激しさであったが。

福祉事務所への非難は餓死事件に代表される。生活相談にいった福祉事務所で人権を無視した態度で追い返される。または生活保護を打ち切られ、生活困窮し最悪の場合死に至る。北九州市で起きた「オニギリ食いたい」と日記を残して男性が餓死した事件は、先進的な保護行政を行う自治体として国から評価されていた北九州市が一転「ヤミの北九州方式」として四方八方から糾弾されることとなった。

生活保護利用者へのバッシングと福祉事務所への非難が繰り返

返された果てに、まるで生活保護利用者の大半は不正受給しており、全ての福祉事務所では心ない対応が行われるというイメージが蔓延している。生活保護の現場は、悪魔のような不正受給者と鬼のような福祉事務所の職員が跋扈するさながら地獄絵図のごとく語られる。

……で、これで損をするのは誰なのだろうか。

もちろん最も被害を受けるのは生活保護を利用している「普通」の人々である。生活保護という制度がステイグマにまみれ、後ろめたさを植えつけられる。制度からの締め出しが促され、給付額が減らされる。

福祉事務所の「普通」の職員、ケースワーカーも犠牲になる。自分達の仕事は制度の本来の趣旨とは正反対の、生存を保障するのではなく困窮者を蹴落とすような汚れた仕事と見られ、職務への誇りを失う。仕事はますます多忙化し、過

大なストレスのなかで生活保護利用者との間の対立が激しさを増す。

そして潜在的に被害を受けるのは運よく生活保護を受けていない「普通」の人々である。もし不運にも生活に困った時に、誰がそのような恐ろしい場所へ相談に行こうと思うだろうか。さんざん社会が叩いてきた結果、生活保護の窓口はとても気軽に訪れられない場所へと変貌しており、貧困は「自己責任」として誰にもどこにも相談できなくなっている。

もちろん実際の福祉事務所では良心的な数多くの職員が懸命に仕事をしているし、たとえば不正受給の金額は生活保護費の総額の0.5%にすぎないと言われている。けれども現実よりもイメージで語られる生活保護へのパッシングの効果は利用者も支援者も追い詰める。

先のマリー・アントワネットの逸話から得られる教訓がもう一つある。それはキーキが余っている場所と生きるための

パンが足りない場所があり、両者には深い断絶があるということだ。生活保護パッシングに用いられる「生活保護に頼らず仕事しろ！働け!!」という言葉は、貧困に追いやられた人々にとつては、パンがない状態での「キーキを食べれば？」という言葉と同じくらい現実感がないものに聞こえる。

仕事はどこにもないという話ではない。問題なのは所得の不平等と同様に、ディーセントな仕事や劣悪でない住宅、十分な食料といった人間の基本的な財が公正に配分されていないという点である。全国で750万戸を超える空き家が存在し、その数は増え続けている一方で、数千人の家を持たないホームレスの人々が存在する。いまだなお餓死事件が発生する日本は、同時に食料廃棄率が世界一とも言われる国である。標準数をはるかに超えた生活保護世帯を担当し、同僚が過労で倒れていく「人手が足りない」福祉事務所の職員は、どれだけ仕事を探して

も見つからない生活保護利用者に「早く仕事を見つけてなさい」と厳しい指導を行っている。

あるときは生活保護利用者を責め、またあるときは福祉事務所を非難する。パッシングの応酬を越えて、負の連鎖を断ち切るためには何が必要だろうか。

求められているのは非常に基本的なことである。正確な情報と正しい知識に基づいた分析、社会的に弱い立場に置かれた隣人への想像力、特殊な事件をもとに制度全体の改悪を企てないという最低限の矜持。特定の誰かや組織を無責任にパッシングすることは、結果的に社会全体のマイナスになる。本当に叩くべきなのは、個人ではなく、社会の「不正さ」であり、貧困者を責める社会から貧困へ取り組む社会への転換が目指されるべきである。

ブラックバイトと大学生！

～ブラックバイトってなに？～

関西学生アルバイトユニオン

1. ブラックバイトって？

ブラックバイト、それは主に「学生に（多くの場合違法な）長時間労働や過重労働を課し、学業など学生生活に支障をきたすアルバイト」のことを言います。少し具体的にいうと、シフトを勝手に入れられる、給料日が決まっていない、時間外勤務をさせられるなどが挙げられ、他にはアルバイトなのに正社員と同等の責任ある仕事をさせられる（でも給料は安い）などもブラックバイトにあげられます。そして、最近このブラックバイトというのが非常に問題になっていることを、みなさんご存じでしょうか？

2. ほんとうにあった怖いブラックバイト

大学生のMさんは大手の個別指導で週4〜5日、塾講師をしていました。時給は1000円。授業開始の20分前くらいには授業準備のために出社し、「授業」がすべて終わったあとは生

徒の質問対応、会議などの業務がありました。これらは断ることの出来ないもので業務に含まれるものであるはずなのに、時給が発生したのは「授業」の時間のみでした。他にも、塾内で行われたテストの監督や、夏期講習などで使う生徒一人一人のカリキュラム作成を持ち帰って行うなど時給の発生しない仕事がたくさんありました。その時は、「これって、おかしくない？」と思うこともありましたが、生活費のためだ、生徒のためだ！と言い聞かせ3年ほど働き続けました。

そんな冬のある日、「明日から来なくて良いから。」と、突然のクビ宣言！！理由は納得のいかないものでした（あなたが怖くて注意できないから、とかなんとか。でもクビ宣言はできるんですね、不思議〜。）しかし、その時、思い出したことがあります。即日解雇は、違法。そして、その日のうちに知り合いの「労働組合（ユニオン）」に連絡して相談し、塾側と団体交渉をすることになりました。その結果、なんと残業代など合わせ

て23万円も支払ってもらえました。その時、Mさんは「労働組合ってめっちゃ使えるやん！」と思ったそうです。

3. ブラックバイトはなぜ生まれるのか

ブラックバイトが非常に問題になっていると言いましたが、なぜブラックバイトは生まれるのでしょうか？ブラックバイトを生み出す原因は、学生側の事情と使用者側の事情がそれぞれあつて、社会的な要因がいろいろあるとイメージしていただければと思います。

たとえば学生アルバイトがいなければ職場が成り立たない（学生アルバイトの基幹労働力化）は重要なポイントでしょう。職場に正社員が殆どおらず、店長すら非正規という例や、シフト管理や新人研修など、正社員並みの責任が伴う仕事を学生アルバイトが担わされる例も最近増えてきました。そうすると、学生バイトがいないと営業が成り立たないため、辞めさせたく

ない。そして学生側も休みにくい、辞めにくい状況に陥ってしまします。Mさんの場合もそうでした。塾長一人が社員（本社からの派遣）で、それ以外はほぼ全員大学生アルバイトです。先生も足りておらず、指導教科によっては代わりに教えられる人がいないため病気で休むことは難しかったのです。

他には、生活費・学費を自分で稼がなければならぬ学生が増加も挙げられます。世帯収入の減少により、生活費や学費を親に頼ることが出来ず自分で稼がないといけない学生が増えているのです。そのため、たとえブラックバイトでも辞めることはできず、辞めるとしても次のバイトを探すまでの間収入源を絶たれると生活できなくなることを考えると結局辞めることができない、という人もいます。学費は奨学金を借りたら良いじゃないかという意見もありますが、この「奨学金制度」もたいへん問題になっています。というのも、いま大学生の過半数が奨学金を利用していません。そのうち7割が日本学生

支援機構の貸与型（利子あり）の奨学金を利用しています。つまり、大学を卒業したら何年もかけて利子付きで返さなければなりません。そのため返済のことを考えて借入額を抑え、バイトで補わなければならない学生がいるのです。

続いて、権利教育が不足しているとも言えると思います。アルバイトでも有休が取れることを知っていますか？即日解雇は違法なことを知っていますか？労働三権（団結権、団体交渉権、争議権）を知っていますか？労働組合に関する知識も、労働基準法などの労働者を守ってくれる知識も、大学で労働法の授業をとらなければほぼ学ぶ機会がありません。

最後に、「自己責任論」が根強いことも挙げられます。奨学金の返済が苦しいとか、アルバイトで勉強をする時間がないなどの問題は、個人の努力で克服すべきであって、個人の責任であって社会の問題ではない、との意見がよく挙げられます。本当にそうなのでしょうか？教育を受けるために借金をしなければならぬ、必死でアルバイトをしなければならぬというの

は本人だけの問題でしょうか。社会全体が考えていかなければならない問題なのではないでしょうか。

4. まとめ

ブラックバイトについていろいろな意見があります。「アルバイトなんだから辞めればいいだろう」、「働くのはしんどいことなんだ」、「遊ぶためのお金が欲しいだけだろ」と言われることがあります。しかし、辞めたくても辞められない学生が多いのです。Mさんもその例でしょう。決して裕福ではない家庭のMさんは奨学金で学費をまかない、学校生活にかかる他の費用はバイト代から捻出していました。もしバイトを辞めたら学校に行くための交通費はどうしたらいいのでしょうか。また、働くことはたしかにしんどいことですが、学業に支障をきたすほどの働き方を学生にさせて、仕事内容は社員とほとんど変わらないのに給料は安く、責任ばかり押しつけられる。そして、たとえ遊ぶためだけのお金を稼いでいる学生がいたとしても、そ

の人が辞めたくても辞められないということはやはり問題なのです。

もちろんすべてのバイトがブラックバイトというわけではありません。アルバイトの権利などもちゃんと保障してくれる職場はいくらでもあります。しかし、ブラックバイトに引つかからないように用心するに越したことはありません。そしてブラックバイトに引つかかったらどうしたらよいかの知識を身につけておきましょう。労働組合（ユニオン）が味方になってくれる、ということを知っているだけでもかなり違います。そして、なぜブラックバイトがうまくいかないのか、（学生だけでなく雇用者も）ブラックバイトに頼らなければいけない働き方がうまれる社会に疑問を持ってみましょう。

もし、バイトなどで困ったことがあれば、一人で悩まず労働組合などに相談して下さい。皆さん、楽しく充実した学生生活を送ってください。



壊れる男たち

—セクハラはなぜ繰り返されるのか—

金子雅臣著
岩波新書

東京都で長年にわたり労働相談の仕事に従事する一方、社会派のルポライターとして活躍している著者が、本書では、職場のセクシャルハラスメント(セクハラ)について、具体的な事例の紹介と分析を行っている。近年、セクハラに関するトラブルは激増しており、どの職場や学校も、この問題と無縁ではいられない。本書の前半では、加害者と被害者に対する具体的なインタビューから、普通の社会人が、加害者として独善に陥ってゆく様が生々しく描かれる。その様はまさに「壊れる」と形容するに相応しい。本書の後半では、なぜセクハラが起こるのか、繰り返されるのかについての分析が行われる。本書に登場する加害者は全て男性であるが、日本社会に根付く、男性優位、男の放埒な性を許容する環境が、背景として指摘される。しかし、そのような一般的な背景があったとしても全ての男性がセクハラに加害者になるわけではない。セクハラを「する男」と「しない男」の分岐点は、性的放埒が許されなくなっている社会認識の変化を直視し理解できるか否かにかかっている。バブル期以降日本社会に進行する「職場のモラルダウン」が、普通の男を、セクハラをする男へと「軽く肩を押す」と指摘する。本書を読んでいて絶望的な気分になるのは、セクハラを「する男」の救い難い意識の貧困さ、問題に対する認識の低さである。「する男」は本書など手に取らないであろう。せめて「しない男」に本書を読んでいただき、「する男」にならないよう意識していただくしかない。

坪田 誠 (理学研究科 教授)



職場を変える秘密のレシピ47

アレクサンドラ・ブラッドベリー／マーク・ブレナー／ジェーン・スロータ著
菅俊治／山崎精一監訳
日本労働弁護団 2018年

この本の原書は、2016年に、アメリカのレイバー・ノート (Labor Notes) という団体が発行したものである。レイバー・ノートは、1979年に、「労働運動に運動を取り戻す」をスローガンに設立され、月刊誌を発行し、ウェブサイト運営し、労働者向けの労働教育プログラムを実施するなどしている団体である。「労働運動に運動を取り戻す」というスローガンには、既存の労働運動に対する反省が込められており、設立から40年余り、レイバー・ノートは、市民団体との連携など様々な手段を通じ、労働運動の再構築を試みてきた。その試みの中で蓄積された、職場をもっとよくする、職場を変えていくための様々なノウハウがまとめられたのが、本書である。

本書では、職場の善し悪しは、職場における経営側と労働者の力関係で決まるとの考えを基本に置いている。そして、どうすればその力関係を変えることができるのか、使用者と対等に交渉できるレベルに職場の労働者を組織化するにはどのようなステップを踏むべきなのか、その方法論を体系的に整理している。本書は、労働者側で活動する弁護士の団体である「日本労働弁護団」がレイバー・ノートと交流する中で、有志弁護士から本書の翻訳が企画され、菅俊治弁護士を中心とする翻訳チームによって作成された日本語版である。

わが国の憲法は、28条において、労働者の団結権、団体交渉権、争議権を、憲法上の権利として保障している。国際比較で見ても、この労働三権が憲法上の権利にまで高められていることは異例といえる。しかし、これだけ強い権利が認められているにもかかわらず、わが国の多くの労働現場で、労働組合が主体となつてよりよい職場を構築することができているのかといえば、疑問符がつく。まさに、「労働運動に運動を取り戻す」というスローガンは、わが国においても当てはまるものといえる。本書で述べられる様々なノウハウは、多くの働く人たち、特に労働組合関係者や、これから労働運動を志すという方に役立つものであり、是非読んでいただきたいと思う内容である。

塩見 卓也 (弁護士・法学研究科 特任教授)



ディスガイズド・エンプロイメント —名ばかり個人事業主

脇田滋編著

学習の友社 2020年

「ディスガイズド」とは、隠蔽、偽装という意味。つまり、「ディスガイズド・エンプロイメント」を直訳すると、「偽装雇用」という意味になる。

多くの人は、自身が経営者として事業を行い収入を得るのではなく、どこかの会社や公共機関に雇用されて、そこで働いて給料をもらい、その給料で生活している。その契約関係は、「労働契約」と呼ばれ、その一方当事者である、働いて給料をもらう立場にある者は、「労働者」と呼ばれる。労働者は、雇い主から支払ってもらった給料が生活の基盤であり、それを支払ってもらえなければ生活が成り立たなくなる（経済的従属性）ことや、契約上の債務が「雇い主の指揮命令に従って働く」ことを内容とすること（人的従属性）から、大部分は雇い主に比べ弱い立場にある。労働基準法や、最低賃金法といった「労働法」は、労働条件の最低基準を定めることで、雇い主に従属せざるを得ない立場にある労働者が人間らしい生活を送れるよう、労働契約に対し規制をかけている。法定労働時間制限や、時間外労働があった場合の残業代支払いの義務付けなどがその典型である。

労働法による規制は、労働者を安く使って儲けたいと考える雇い主からすれば、「鬱陶しい」ものとなる。そこで、雇い主が労働法の規制を免れるための方便としてよく用いられる手段が、「労働契約」ではなく、契約の形だけ「委託契約」や「請負契約」というものにしてしまい、労働法が適用されない契約であるかのように偽装する、というものである。

本書の前半では、料理配達、布団販売、電気計器工事、英語講師など、労働者性があると考える働き方であるが、「労働契約」の形式がとられていないために、残業代が支払われなかったり、事故に遭っても労災保険が適用されなかったりなどの様々な問題が生じている実例について、その当事者からの報告が収録されている。そして本書後半は、このような問題に立ち向かうために、「労働者」概念をどう捉えるべきなのかについて、脇田滋龍谷大学名誉教授が、国際基準に基づき解説している。

今の政府は、「雇用によらない働き方」「雇用類似の働き方」を推奨する政策をとっている。しかし、「雇用ではない」「労働者ではない」ということになれば、当該働き手は労働法による保護を受けることができない。本書は、雇用によらない働き方の危険性、問題点を明らかにし、その問題への対抗手段も提示してくれるものであり、多くの方に読んでいただきたいものである。

塩見 卓也（弁護士・法学研究科 特任教授）